

相談料
無料

4/29(金・祝) 中央区民センターにて 運用相談会開催

資産運用の悩みにファイナンシャル・アドバイザーがお答えします

資産運用って最近よく聞くけど、どんな方法があるの？

色々な商品があって、どれが良いか分からない

NISAを検討しているが、どんな商品が良いか

現在保有している商品について、相談したい

将来の為に、積立をしたいが、どんな商品が良いか

老後の為に資産運用を始めたい

日時 2022年4月29日(金・祝) 午前10時～17時の間の1時間程度

会場 J:COM中央区民センター 第四会議室
大阪市中央区久太郎町1-2-27

主催 株式会社 YSKライフコンサルタンツ

※本相談会では、相談会でご紹介する商品等の勧誘を行うことがあります。

講師 徳中 洋亮(ファイナンシャル・プランナー)

大学卒業後、銀行・経営コンサルタントファーム・証券会社を経て、2021年6月にIFA(独立系ファイナンシャル・アドバイザー)としてYSKに入社。12年間在籍した野村証券では、富裕層のお客様を担当。約50億円の資金をお預かりし、2020年度は、お客様の資産収益率(資産上昇率)が、支店営業員220人中2位の実績を上げる。

参加をご希望の方は、裏面のFAX、メール、TELのいずれかよりお申込みください。

【相談申込書】

お名前	ご年齢	ご住所
	()歳	
携帯電話	電子メール	

相談内容

具体的に相談内容をお書き下さい。

()

相談希望時間に○をして下さい。	第1希望	・10:00～11:00 ・11:00～12:00 ・13:00～14:00 ・14:00～15:00 ・15:00～16:00 ・16:00～17:00
	第2希望	・10:00～11:00 ・11:00～12:00 ・13:00～14:00 ・14:00～15:00 ・15:00～16:00 ・16:00～17:00

【個人情報の取扱いについて】相談会は、株式会社YSKライフコンサルタント(以下弊社)により運営されており、個人情報は弊社で管理いたします。ご記入いただきましたお客様の個人情報は弊社セミナー、商品サービスのご案内など弊社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

参加申し込み先

◆TEL;090-6837-3605 担当 徳中

◆メール;y-tokunaka@ysklc.co.jp

株式会社 YSKライフコンサルタント 梅田支店

〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4-500号 大阪駅前第4ビル5F15

TEL;06-6348-8001 FAX;06-6348-8002

株式会社 YSKライフコンサルタント

金融商品仲介業者

登録番号:近畿財務局長(金仲)第407号

京都に本社を置くIFAエージェントです。大手証券会社の出身者を中心に、100名以上のIFAが当社に登録しています。

IFAとは独立して活動する資産運用コンサルタントです。

特定の金融機関の営業方針に縛られないため、お客様のニーズを最優先したご提案を行うことができます。特定の金融機関に属さないという中立性を活かし、お客様お一人お一人のライフプランに合った商品をあらゆる選択肢の中から、ベストなものをご提案できます。

ご確認ください

この書面は金融商品仲介業者（以下、弊社）が所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介業に関し、広告又は広告類似配布物をお客様にお渡しする場合に一緒にお渡しする書面です。お取引前に下記内容をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

広告等補完書面（金融商品取引法66条の10（広告等の規制）に基づく表示）

金融商品仲介業者の商号

株式会社YSKライフコンサルタンツ

登録番号：近畿財務局長（金仲）第407号

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号

加入する協会：日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本STO協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号

加入する協会：日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本STO協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

加入する協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等（上記記載）の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等（上記記載）の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。